

# 環境厚生常任委員会

日 時 令和2年2月28日（金）  
午後 時 分 ～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 開 議

## 2 行政報告

- (1) プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案について（環境市民部）
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対策状況について（健康福祉部）

## 3 その他

令和2年2月28日

## 環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

## 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行について

### 1. 関連スケジュール

令和2年

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 2月14日 | 議案送付                       |
| 21日   | 3月議会再会（議案提案）               |
| 28日   | 環境厚生常任委員会（意見聴取・環境市民部質疑）    |
| 3月2日  | （～4日）代表質問・一般質問             |
| 9日    | 環境厚生常任委員会（付託議案の条例案を審査）     |
| 24日   | 議案議決・3月議会閉会                |
| 25日   | 条例公布（≪議案が可決された場合≫）         |
| 7月1日  | 国によるプラスチック製買物袋の有料化開始       |
| 8月1日  | 亀岡市ポイ捨て等禁止条例の施行（過料規定部分を除く） |

令和3年

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 4月1日 | 亀岡市ポイ捨て等禁止条例の過料規定部分の施行 |
|------|------------------------|

### 2. 市民アンケートの状況

○市内28地域で実施した説明会での市民アンケート結果

（回答者580人／参加者610人）

・「レジ袋の有料化、さらに条例による提供禁止について」

⇒賛成5.2%、どちらかというとな賛成18%（全体の70%が肯定的）

### 3. 条例施行までの取組

○亀岡商工会議所要望書への対応（別紙参照）

・代替紙袋の共同購入の仕組み構築

・店頭啓発用のポップやポスター等の作成・掲示 …等

○市民・事業者向けQ&Aの作成・全戸配布

○市民・事業者向けシンポジウムの開催

### 4. 条例の施行期日

○原案 令和2年8月1日 ただし公表関係の規定については令和3年4月1日

○条例案 別に規則で定める日から施行

⇒議会の御意見を踏まえつつ、市民・事業者に施行時期を明示して、計画的な対応を促すため、可能な限り早期に規則により条例の施行期日を定めたい。

亀岡市が本年3月定例会市議会に提案を予定されている「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（仮称）」について、亀岡商工会議所におきまして昨年11月、対象の会員事業所に対してアンケート調査を実施したところであります。

アンケートの結果は別添報告書のとおり「条例」の認知度は高く、「条例」の制定や考え方についても「大いに賛成だ」11.7%、「慎重に進めることを含め」賛成だ」70.8%と合わせて8割を超える賛意を示す意見がありました。また、レジ袋の提供禁止に関しては「レジ袋に代わる容器（生分解性の袋等）の決定が先決」と代替え容器の早期決定を求める意見が3割以上示されたところであります。その他自由記述の意見には、賛否多様な意見が出されたところであります。

亀岡市におかれては、昨年末からパブリックコメントを実施されたところであり、これによりレジ袋を使用する消費者側（お客様）からの意見は集約されますが、一方のレジ袋を提供する立場の事業所（商業者）側の意見もぜひ条例上程前に参考に聞いていただきたいと考えます。

つきましては、本件条例の制定に当たり、当会議所が実施したアンケート結果をもとに下記のとおり意見を提言いたします。

- 1 代替え容器・紙袋等の決定を急がりたい。
- 2 紙袋等を決定する場合、共同購入等の調達により安価で購入できる対策を検討されたい。また、これに対する公的補助を検討されたい。
- 3 現在、個店において使用中のレジ袋の在庫について検討されたい。
- 4 お客様へのPRを強化されたい。
- 5 観光客等市民以外への対応（周知）を図られたい。
- 6 お客様からの問い合わせ等に対応する専用フリーダイヤルの設置をされたい。

なお、上記の意見（要望）に沿い難い場合は、周知期間を拡大するなど条例施行期日の延期も含め、熟慮検討のうえ適切な対応をお願いします。

意見提言内容	考え方
1 代替え容器・紙袋等の決定を急がりたい。	現在、条例の規定を満たす生分解性のバイオマスプラスチックの袋はありません（福助工業㈱がTUVオーストリア認証の取得を申請中。7月頃に製品化及び販売開始予定）。現在のところ、代替袋は紙袋しかない状況です。
2 紙袋等を決定する場合、共同購入等の調達により安価で購入できる対策を検討されたい。また、これに対する公的補助を検討されたい。	紙袋等の共同購入については、商工会議所と協議をさせていただきたいと考えています。紙袋等のレジ袋については、消費者（市民）に料金を負担していただくこととなりますが、公的補助については、条例施行後の事業者と消費者の負担軽減を図るため、紙袋の調達に対する補助制度を検討していきたいと考えています。ただし、期間を限定した制度設計を検討していく必要があると考えています。
3 現在、個店において使用中のレジ袋の在庫について検討されたい。	条例の施行までの間に在庫の使用を進めてもらいたいと考えています。補償等については考えておりませんが、有効活用の方策について検討を進めてまいりたいと考えています。
4 お客様へのPRを強化されたい。	亀岡の環境ロゴマークを活用したPR表示を進めていきたいと考えています。まちの中へのバナー掲出や、各店舗へのポップ、ポスター掲出を進め、観光客をはじめ、市内を通過する方にも分かりやすい周知PRを進めていきたいと考えています。
5 観光客等市民以外への対応（周知）を図られたい。	「4 お客様へのPRを強化されたい。」の回答と同様
6 お客様からの問い合わせ等に対応する専用フリーダイヤルの設置をされたい。	各店舗へのポップやポスターには、本市（環境政策課）の連絡先をはっきりと明記することとしております。専用ダイヤルの設置を含め、効果的な問合せ対応をしていきたいと考えています。

令和2年2月26日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

要 旨

プラスチック製レジ袋配布禁止条例案について、当市の環境課題を解決する上で非常に有効な施策であることは十分に認識しております。反面、条例案には、市民と接する最前線である小売店の悩みが十分に議論され、その声が反映されているとは言えません。小売店で発生することが明白な課題については真摯に寄り添って頂き、一緒になって当市における環境課題の解決を目指したく、以下の通り要望致します。

【要望1】市民及び事業者が混乱なく移行できるよう、周知に要する時間を設け、その期間を条例案に明記して頂きたい。

国策であるプラスチック製レジ袋有料配布義務化の安定運用には、少なくとも数ヶ月を要すると思われる。有料化実施1ヶ月後の配布禁止条例施行は、市民と小売店間において激しい混乱を招くことは明らかであり、条例の円滑な運用は著しく困難。特に1ヶ月間の移行期間において小売店のプラスチック製レジ袋の在庫調整は不可能であり、市としてその補助に苦慮されると思われる。反面、一定の移行期間を設けることで在庫調整が十分に可能。また、サンガスタジアムへの来場者や保津川の観光客など市外からの流入客や通過客に対する周知の具体策がないままの移行となると、トラブルの発生は火を見るよりも明らか。一定の移行期間があれば、市民への周知活動をしながらも、やむを得ない場合のみ有償配布するなど市民の理解も得やすく周知促進と併せて現場でのトラブル回避にも繋がる。売上規模により店頭在庫消化の期間差はあるものの、最低1年間の移行期間の設置が望ましい。また、移行期間終了日起算でその後の対応（罰則規定など）を定めて頂きたい。

【要望2】商工会議所からの提言及び協議会等での提案や指摘において具体的な対策を示して頂きたい。

協議会の中で市長をはじめ関係各課担当者は「検討します」と発言。ただ、具体的に何をどう検討するのかが明確になっていない。例えば残ったプラスチック製レジ袋について「市が買い取ることは出来ない」と出来ないことははっきり発言されている一方、どうするかについては「前向きに検討」という曖昧な回答に留まっている。現場でトラブルが発生した際のホットラインの設置についても同様に「進めていかななくてはならない」とは発言されたが「進めていく」と明言は避けている状況。周知においても店頭での告知物掲示及び問い合わせ先の明記についても「努力していく」と明言は避けている。周知が行われていない中、拙速な判断で条例案が施行されれば、店頭で働いて頂く従業員さんが不満の受け皿となり対応しきれなくなることは明白。さらにお客様への対応が増加すれば従業員さんの労働環境悪化や定着にも影響を及ぼしかねない。周知に対する対応は店舗でも出来る為、例えば「1店1店の小売店にお願いし市内全小売店の店頭で周知ポスターを掲示します」と明言された方が私どもも協力体制がとれる。罰則規定を設ける等の上からの押し付け条例ではなく、全市民及び市内全小売店と共同で取り組んでいく、という姿勢を見せて頂きたい。その為にも努力や検討という言葉を繰り返すのではなく、市として具体的に対応する内容を提示して頂きたい。

亀岡市内コンビニエンスストア経営者・従業員一同

上記の内容に賛同し、移行期間の明文化及び具体的な対応策の提示を求めます。

氏名	店名	住所

\* 署名者の住所(番地まで)・氏名は、自署でお願い致します。鉛筆は不可、ボールペン等でご記入下さい。(署名で得た個人情報他は他の目的で使用致しません)

## 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（案）

プラスチックは、その優れた汎用性、実用性から私たちの生活に密着し、私たちもまた、プラスチックの利便性に依存してきた。その結果として、多くの使い捨てプラスチックが私たちの暮らす環境を汚染する一因となり、海洋プラスチック汚染という地球規模の環境汚染へとつながっている。

そこで、亀岡市長は、亀岡市議会とともに「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロを実現するために、まずは、私たちの日常生活に最も密着したプラスチック製レジ袋の提供を禁止することで、プラスチックの利便性に依存してきた生活を見直すとともに、川、海へとプラスチックごみを流さない意識のつながりの構築、さらにはごみの減量に取り組んでいく方向性を示したところである。

そして、こうした取組が、環境、経済及び社会の統合的な成長を目指す「地域循環共生圏」の創造へと展開していくとともに、市民一人一人の郷土愛を育み、豊かな自然環境を活かした地域ブランドの確立につながっていくことを願っている。さらに、市民が良好な環境を次代に引き継ぎ、将来にわたって安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指して、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進に関し、必要な事項を定めることにより、使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プラスチック製レジ袋 事業所等において、販売された商品を運搬するために消費者に提供されるプラスチック製の買物袋（生分解性の袋を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。



- (3) 事業者 市内で事業を行う法人、団体及び個人をいう。
- (4) 事業所等 市内の事業所、事務所及び店舗をいう。
- (5) 生分解性の袋 土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きにより最終的に二酸化炭素及び水に分解される性質を有するバイオマスプラスチックの袋及び紙製の袋並びにこれらと同等以上の新技術により製造される袋で市長が認めるものをいう。
- (6) プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組 プラスチック製レジ袋の提供禁止及び生分解性の袋の無償配布禁止等の実施により、使い捨てプラスチックごみゼロの実現を目指す取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に関する市民等及び事業者の意識の啓発を推進しなければならない。

3 市は、使い捨てプラスチックごみの削減を推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所等においてプラスチック製レジ袋を有償又は無償で提供してはならない。

2 事業者は、事業所等において生分解性の袋を無償で提供してはならない。

3 事業者は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(協力関係の構築)

第6条 市、市民等及び事業者は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組について、相互に連携を図りながら協力関係を構築し、使い捨てプラスチックごみのない持続可能なまちづくりに努めな

なければならない。

(市の支援)

第7条 市は、市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を行うために必要な支援を行うことができる。

(効果の検証)

第8条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組による効果を検証するために必要な調査を実施し、現状把握に努めなければならない。

(表彰)

第9条 市長は、特に使い捨てプラスチックごみの削減に努め、良好な環境の保全に寄与していると認められる事業者を表彰することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言を行うこととする。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、第5条第1項及び第2項に違反した事業者に対し、期限を定め、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(違反者の公表)

第13条 市長は、事業者が正当な理由なく第11条第1項の規定による立入りを拒み、若しくは同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をする場合は、あらかじめ第14条第1項の規定により設置する審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をする場合には、あらかじめ当該事業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査会)

第14条 前条第1項の規定による公表について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するため、審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和2年2月28日  
環境厚生常任委員会

— 提出資料 —

○新型コロナウイルス感染症に係る対策状況について

..... (健康増進課)

健康福祉部

## 新型コロナウイルス感染症にかかる対策状況について

2月27日現在

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し次の対策を実施

- ・各所管施設及び関係団体に感染症対策を徹底するよう指示  
職員・来所者に手洗いの徹底、消毒用エタノールの設置、施設内に啓発チラシ等の掲示等
- ・新型コロナウイルス感染症対策についてホームページに掲載し予防策等の啓発
- ・相談窓口の設置（健康増進課に相談窓口を設置）
- ・公共交通機関及び福祉事業所等への備蓄マスクの提供  
タクシー事業所 1事業所 高齢者施設 4事業所  
障がい者関連事業所 16事業所 福祉関連事業所 1事業所  
その他 医療機関用に確保
- ・蘇州市へ備蓄マスクの提供
- ・感染症対策啓発チラシ（別添チラシ）の全戸配布（3月2日）
- ・市主催イベント等の対応方針の決定（別紙1）（2月21日）

※2月27日一部改正

別紙1

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
イベント開催等の対応方針について

令和2年2月27日

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 桂川 孝裕

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント開催等の対応方針については、2月21日開催の第4回対策本部会議において決定したところであるが、昨日（2月26日）の国の新型コロナウイルス対策本部会議において、全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することが決定されたところであり、これを受け、改めて次のとおり対応することとしたので通知する。

記

亀岡市が主催するイベントや会議等について、3月20日までは以下のとおりとする。

○屋内・屋外を問わず不特定多数の人が集まるイベント等については、原則、開催を中止または延期する。

○開催期日が限定されるなど、やむを得ない理由により開催するもの（卒業式、税の相談会等）については、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、また体調不良の方には参加をしないように依頼するなど、感染拡大の防止に向けた対策を講じる。

○市の所管施設（スポーツ施設、文化施設等）において、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に申請者からキャンセルの申し出があり、すでに使用料が納入されている場合には還付するものとする。（利用日が2月21日分からとし、当分の間適用するものとする。）

なお、本方針については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。



# 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



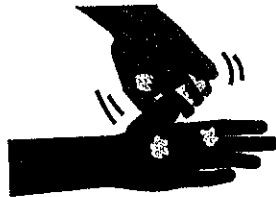
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

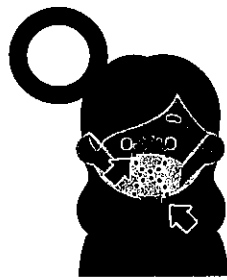
電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

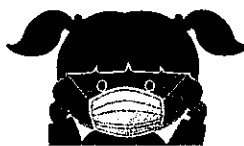


袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



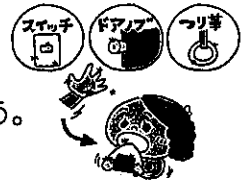
# ～新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症を予防しましょう～

中華人民共和国湖北省を中心として、新型コロナウイルス関連の発生が報告されています。  
必要以上に恐れることなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは「手洗い」、「マスク着用を含む咳エチケット」などの通常の感染症対策を行うことが重要です。

## 1人1人ができる感染症対策は？

### ①手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。



### ②普段からの健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

### ③適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保ちましょう。

持病がある方、ご高齢の方はできるだけ人ごみの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。  
発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休んでください。  
発熱等の風邪症状がみられたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次のような症状のある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある  
※高齢者や基礎疾患のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行います。

## 「専用相談窓口」・「帰国者・接触者相談センター」は？

- ◆京都府健康対策課 075-414-4726 24時間対応(平日・土・日・祝)(Japanese only)
- ◆南丹保健所 0771-62-2979 8:30～17:15(平日)(Japanese only)
- ◆厚生労働省 0120-565653 9:00～21:00(平日・土・日・祝)(Japanese only)
- ◆観光庁外国人旅行者向けコールセンター「Japan Visitor Hotline」  
050-3816-2787 24時間対応(平日・土・日・祝)(Japanese/English/Chinese/Korean)

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部(事務局:健康増進課 Tel.25-5004)

首相官邸、厚生労働省および京都府ホームページをもとに作成 令和2年2月20日現在